

土地改良事業等請負工事積算基準等の一部改正に伴う
積算基準の一部改定について（お知らせ）

平成 30 年 6 月 29 日
広島県農林水産局

1 概要

土地改良事業等請負工事積算基準等の改正に伴い、本県の積算基準の一部（諸経費関係）を改定します。

2 改定の内容について

- ・「土地改良事業等請負工事積算基準（平成 5 年 2 月 22 日 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表」のとおり
- ・「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1680 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表」のとおり

3 適用対象について

「総括情報表」の「単価適用日」が「30.07.01」のものから適用します。

4 その他

改正の概要については、農林水産省ホームページにも掲載されています。

【農林水産省ホームページ】

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 現場管理費 (1) 現場管理費の内容 現場管理費の内容は次のとおりとする。 ア～ソ [略] <u>タ 公共事業労務費調査に要する費用</u> <u>チ 雑費</u> アから<u>タ</u>までに属さない諸費 (2)・(3) [略]</p> <p>第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 一般管理費等率の補正 <u>(1)前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</u> <u>1) 前払金支出割合の相違による取扱い</u> 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。 <u>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</u> 前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正値を加えて得た率とする。 <u>(2)支給品等の取扱い</u> 資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>第7～第9 [略]</p> <p>第10 細部事項 請負工事の積算に関して必要な事項は、この基準に定めるもののほか、農村振興局整備部長が別に定めるところによるものとする。</p> <p>別表1 [略]</p>	<p>別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準</p> <p>第1～第4 [略]</p> <p>第5 間接工事費の内容及び積算 間接工事費に係る各項目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 現場管理費 (1) 現場管理費の内容 現場管理費の内容は次のとおりとする。 ア～ソ [略] [新設] <u>タ 雑費</u> アから<u>ソ</u>までに属さない諸費 (2)・(3) [略]</p> <p>第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 一般管理費等率の補正 [新設] <u>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い</u> 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表5で前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表4により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。 <u>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</u> 前払金支出割合の相違による補正までを行い、その値に別表6の補正値を加えて得た率とする。 <u>(3) 支給品等の取扱い</u> 資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>第7～第9 [略]</p> <p>第10 細部事項 請負工事の積算に関して必要な事項は、この基準に定めるもののほか、農村振興局整備部長が別に定めるところによるものとする。</p> <p>別表1 [略]</p>

別表2 現場管理費率

(1)-a

工種区分	対象金額		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	300万円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。
	適用区分	a	b		
ほ場整備工事	<u>41.83%</u>	<u>231.4</u>	<u>-0.1147</u>	<u>21.48%</u>	
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	
農道工事	<u>34.04%</u>	<u>89.2</u>	<u>-0.0646</u>	<u>23.39%</u>	
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	
水路工事	<u>44.29%</u>	<u>558.2</u>	<u>-0.1699</u>	<u>16.51%</u>	
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	
その他土木工事(1)	<u>39.07%</u>	<u>207.0</u>	<u>-0.1118</u>	<u>20.41%</u>	
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	

(1)-b~(1)-d [略]

別表3 現場管理費率の補正

施工地域区分	適用条件	補正係数	適用優先
	対象		
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上 の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴う 場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこ れに準ずる地区の場合。	1.0	4

※ [略]

注1)・注2) [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が40%の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率(Y _p)	<u>22.72%</u>	<u>-5.48972 · log X_p + 59.4977</u>	<u>7.47%</u>

(1)・(2) [略]

別表5~別表6 [略]

別表2 現場管理費率

(1)-a

工種区分	対象金額		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	300万円以下	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。			下記の率とする。
	適用区分	a	b		
ほ場整備工事	<u>32.38%</u>	<u>82.5</u>	<u>-0.0627</u>	<u>22.50%</u>	
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	
農道工事	<u>24.77%</u>	<u>30.7</u>	<u>-0.0144</u>	<u>22.78%</u>	
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	
水路工事	<u>28.39%</u>	<u>56.3</u>	<u>-0.0459</u>	<u>21.75%</u>	
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	
その他土木工事(1)	<u>31.16%</u>	<u>61.6</u>	<u>-0.0457</u>	<u>23.89%</u>	
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	

(1)-b~(1)-d [略]

別表3 現場管理費率の補正

施工地域区分	適用条件	補正係数	適用優先
	対象		
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上 の車道において、 <u>規制</u> を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、 <u>規制</u> を伴う場合。 (常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地(DID補正)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこ れに準ずる地区の場合。	1.0	4

※ [略]

注1)・注2) [略]

別表4 一般管理費等率

前払金支出割合が40%の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率(Y _p)	<u>20.29%</u>	<u>-4.63586 · log X_p + 51.34242</u>	<u>7.41%</u>

(1)・(2) [略]

別表5~別表6 [略]

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準（平成13年3月22日12農振第1680号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後		現行																					
<p>別紙</p> <p>土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>別表1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬費</td> <td> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用 </td> </tr> <tr> <td>準備費</td> <td> 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 <u>準備として行う以下に要する費用</u> (1) <u>ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く）</u> (2) <u>除根、除草、整地、段切り（ため池及びダム の堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用</u> なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く） </td> </tr> <tr> <td>安全費</td> <td> 1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用 </td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	率の対象項目	運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 <u>準備として行う以下に要する費用</u> (1) <u>ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く）</u> (2) <u>除根、除草、整地、段切り（ため池及びダム の堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用</u> なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）	安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役務費		<p>別紙</p> <p>土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>別表1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>率の対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬費</td> <td> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用 </td> </tr> <tr> <td>準備費</td> <td> 1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 <u>準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）</u> </td> </tr> <tr> <td>安全費</td> <td> 1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用 </td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	率の対象項目	運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 <u>準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）</u>	安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用	役務費	
項目	率の対象項目																						
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																						
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 <u>準備として行う以下に要する費用</u> (1) <u>ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く）</u> (2) <u>除根、除草、整地、段切り（ため池及びダム の堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用</u> なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）																						
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																						
役務費																							
項目	率の対象項目																						
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用																						
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 <u>準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）</u>																						
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用																						
役務費																							

技術管理費	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営繕費	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く） 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）

技術管理費	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営繕費	<ol style="list-style-type: none"> 1 現場事務所、労働者宿舍、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く） 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）

率に別途加算できる項目
<ol style="list-style-type: none"> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む） 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
<ol style="list-style-type: none"> 1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 <u>照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用</u> (2) <u>地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用</u> 5 <u>その他、工事施工上必要な準備等に要する費用</u>
<ol style="list-style-type: none"> 1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
<ol style="list-style-type: none"> 1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く） 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金

率に別途加算できる項目
<ol style="list-style-type: none"> 1 建設機械器具の運搬等に要する費用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 5 建設機械器具、仮設材及び<u>重建設機械</u>の輸送における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む） 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
<ol style="list-style-type: none"> 1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 <u>[新設]</u> 4 <u>工事施工上必要な準備等に要する費用</u>
<ol style="list-style-type: none"> 1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
<ol style="list-style-type: none"> 1 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く） 2 電力、用水等の基本料金 3 電力設備用工事負担金

- 1 特別な品質管理等に要する費用
 - (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用
 - (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用
 - (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用
 - (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用
- 2 現場条件等により積上げを要する費用
 - (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用
 - (2) 試験盛土等の工事に要する費用
 - (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用
 - (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用
- 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用
- 4 ICT建設機械に要する以下の費用
 - (1) 保守点検
 - (2) システム初期費
 - (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
- 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

- 1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持、補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く）
- 2 海上輸送等での労務者の輸送に要する費用
- 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

別表2 [略]

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件		補正 係数	適用 優先
施工地域区分	対象		
一般交通影響有り（1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（ <u>上下合計</u> ）が5,000台/日以上 の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、 <u>車線変更を促す</u> 規制を伴 う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	2
市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.3	4

※ [略]
注1)・注2) [略]

別紙

運搬費の算定 [略]

- 1 特別な品質管理等に要する費用
 - (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用
 - (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用
 - (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用
[新設]
- 2 現場条件等により積上げを要する費用
 - (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用
 - (2) 試験盛土等の工事に要する費用
 - (3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用
[新設]
- 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用
- 4 ICT建設機械に要する以下の費用
 - (1) 保守点検
 - (2) システム初期費
 - (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
- 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

- 1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持、補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く）
- 2 海上輸送等での労務者の輸送に要する費用
- 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

別表2 [略]

別表3 共通仮設費率の補正

適用条件		補正 係数	適用 優先
施工地域区分	対象		
一般交通影響有り（1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1
一般交通影響有り（2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時 全面通行止めの場合を含む。）	1.2	2
市街地（DID補正）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及び これに準ずる地区の場合。	1.3	4

※ [略]
注1)・注2) [略]

別紙

運搬費の算定 [略]